

(注) アンダーラインを付した箇所は、改正部分である。

エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の
所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第10条の2又は平成12年改正前の租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第10条の2に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を書きます。
- (2) 「⑧」欄には、措置法第10条の2第1項第1号八若しくは第3号又は旧措置法第10条の2第1項第1号八若しくは第4号に掲げる減価償却資産については、「⑦」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載し、旧措置法第10条の2第1項第3号に掲げる減価償却資産については、「⑦」欄の金額に $\frac{50}{100}$ を乗じて計算した金額を記載し、措置法第10条の2第1項第5号又は旧措置法第10条の2第1項第6号又は平成12年改正前の租税特別措置法施行令第5条の4第10項第2号に掲げる減価償却資産については、「⑦」欄の金額に $\frac{25}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。

また、措置法第10条の2第1項第5号又は旧措置法第10条の2第1項第6号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、次の算式により計算した金額を記載します。

$$20\text{億円} \times \frac{\text{「⑦」欄の金額}}{\text{当該一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額}} \times \frac{25}{100}$$

- (3) 「⑨」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を書きます。
- (4) 「⑩」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業所得の金額、農業所得の金額及びその他の事業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を書きます。
- (5) 「⑫」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を書きますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を書きます。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2